

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第18号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

附則第3項の表国民健康保険料若しくは介護保険料の賦課，徴収，収納等又は後期高齢者医療保険料の徴収，収納等の業務の項を次のように改める。

県税又は市町村税の賦課，徴収， 収納等の業務	賦課徴収業務手 当	日額400円(専ら県税又は市町村税の滞納整理業務に従事する職員が当該業務に従事したとき及び当該職員以外の職員が当該業務と同等の困難性があると派遣を受けた普通地方公共団体における所属長が特に認める折衝業務に従事したときにあつては，600円)
国民健康保険料若しくは介護保険料の賦課，徴収，収納等又は後期高齢者医療保険料の徴収， 収納等の業務		日額150円(臨戸訪問，窓口対応等による国民健康保険料，介護保険料又は後期高齢者医療保険料の納付の折衝業務にあつては，350円)

附 則

(施行期日)

1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)附則第3項(県税又は市町村税の賦課，徴収，収納等の業務に係る部分に限る。)の規定は，平成25年4月1日から適用する。

(支給期日の特例)

3 平成25年4月1日から同月30日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する賦課徴収業務手当（県税又は市町村税の賦課，徴収，収納等の業務に従事したときに支給するものに限る。）は，改正後の規則第17条第1項の規定にかかわらず，同年6月の給料の支給日に支給する。

（行財政局人事部給与課）